

●香川県告示第184号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱
 香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>屋島少年自然の家又は五色台少年自然センターにおける施設の使用料</u></p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(12) 国又は地方公共団体が納付する県民ホールの使用料のうち前納が困難であるもの及び<u>香川県県民ホール規則（平成19年香川県規則第28号）別表第1の備考7又は別表第2に規定する使用料並びに県民ホールで県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金</u></p> <p>(13)～(23) 略</p> <p>(24) <u>栗林公園、歴史博物館、文化会館及び東山魁夷せとうち美術館における観光券による利用に係る入園料又は観覧料</u></p> <p>(25)～(35) 略</p> <p>(36) <u>国又は地方公共団体が納付する香川県計量検定所における検定等の手数料のうち前納が困難であるもの</u></p> <p>(口頭等による納入の通知をすることができる収入)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保健医療大学の入学選考手数料、入学金及び証明手数料</p>	<p>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</p> <p>第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>五色台少年自然の家又は屋島少年自然の家における施設の使用料</u></p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(12) 国又は地方公共団体が納付する県民ホールの使用料のうち前納が困難であるもの及び<u>香川県県民ホール規則（昭和63年香川県教育委員会規則第17号）別表第1の備考7又は別表第2に規定する使用料並びに県民ホールで県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金</u></p> <p>(13)～(23) 略</p> <p>(24) <u>栗林公園、歴史博物館、文化会館、東山魁夷せとうち美術館及び瀬戸内海歴史民俗資料館における観光券による利用に係る入園料又は観覧料</u></p> <p>(25)～(35) 略</p> <p>(口頭等による納入の通知をすることができる収入)</p> <p>第6条 規則第29条第12号に規定する別に定める収入は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保健医療大学及び<u>医療短期大学</u>の入学選考手数料、入学金及び証明手数料</p>

(5)～(11) 略

(12) 丸亀高等学校武道館における柔剣弓道具貸付料

(13) 農業経営高等学校、県立中学校、屋島少年自然の家及び五色台少年自然センターの給食料

(領収書の交付を省略できる収入)

第8条 規則第33条第2項に規定する会計管理者が指定する収入は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 体育館、三豊体育館又は大川体育館の競技場及びトレーニングルーム、屋島陸上競技場、武道館又は丸亀高等学校武道館の競技場、総合水泳プールの水泳プール及びトレーニングルーム、屋島少年自然の家の塩水プール、総合運動公園のテニス場及び相撲場並びに丸亀競技場の競技場（基本施設、第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームに限る。）及び補助競技場の個人使用料

(4)～(18) 略

(出納員等のつり銭及び両替金)

第9条 規則第40条第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(印影届の方法)

第12条 略

2 前項ただし書の場合において、収支命令者は支出命令票又は支出命令書若しくは執行伺兼支出命令書又はこれらに添付される債権者の内訳書に、会計管理者又は県税事務所等の出納員は支払書に「印影届出済」と記載しなければならない。

(集中管理特別会計等に係る振替の手続)

第15条 略

(1) 略

(2) 歳入の課の長は、前号の規定による送付又は通知があったときは、調定伺書（公金振替）を作成し、歳出の所の長にその旨を通知すると

(5)～(11) 略

(領収書の交付を省略できる収入)

第8条 規則第33条第2項に規定する出納長が指定する収入は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 体育館、三豊体育館又は大川体育館の競技場及びトレーニングルーム、屋島陸上競技場、武道館又は丸亀武道館の競技場、総合水泳プールの水泳プール及びトレーニングルーム、屋島少年自然の家の塩水プール、総合運動公園のテニス場及び相撲場並びに丸亀競技場の競技場（基本施設、第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームに限る。）及び補助競技場の個人使用料

(4)～(18) 略

(出納員等のつり銭及び両替金)

第9条 規則第40条第5号の出納長が指定する歳入は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(印影届の方法)

第12条 略

2 前項ただし書の場合において、収支命令者は支出命令票又は支出命令書若しくは執行伺兼支出命令書又はこれらに添付される債権者の内訳書に、出納長又は県税事務所等の出納員は支払書に「印影届出済」と記載しなければならない。

(集中管理特別会計等に係る振替の手続)

第15条 規則第100条の3の規定により別に定める集中管理特別会計に係る振替の手続は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 歳入の課の長は、前号の規定による送付又は通知があったときは、調定伺書（公金振替）を作成し、歳出の所の長にその旨を通知すると

もに、前号の規定により送付された執行伺兼支出命令書（公金振替）を会計管理者に送付すること。

(3)・(4) 略

2 略

(1) 収支命令者は、所得税等を給与等から控除して振替により歳入歳出外現金に受け入れようとするときは、執行伺兼支出命令書（受入伺書）（第4号様式）又は支出命令書（受入伺書）（第5号様式）により決定するとともに、当該執行伺兼支出命令書（受入伺書）又は支出命令書（受入伺書）を会計管理者又は所の出納員に送付すること。

(2) 略

3 略

(1) 労働保険料等を給与等から控除して振替により収入しようとするときは、給与等の支出に係る収支命令者は、執行伺兼支出命令書又は支出命令書（前項第1号の規定による歳入歳出外現金の受入れを併せて行う場合にあつては、執行伺兼支出命令書（受入伺書）又は支出命令書（受入伺書））（以下「執行伺兼支出命令書等」という。）により、支出命令額のうち労働保険料等として控除する額については振替による支出の決定をするとともに、当該執行伺兼支出命令書等を会計管理者又は所の出納員に送付すること。

(2) 会計管理者又は所の出納員は、前号の規定による執行伺兼支出命令書等の送付を受けたときは、その内容を審査すること。

(3)・(4) 略

4 略

(1) 課の長は、歳計剰余金の繰越しに係る振替をしようとするときは、当該繰越額について新年度の歳入として調定をするとともに、納付書を作成し、会計管理者に送付すること。

(2) 会計管理者は、前号の規定により送付された納付書の余白に「歳計剰余金」と朱書して取引店に送付すること。

(3) 取引店は、前号の規定による納付書の送付を受けたときは、当該歳

もに、前号の規定により送付された執行伺兼支出命令書（公金振替）を出納長に送付すること。

(3)・(4) 略

2 規則第100条の3の規定により別に定める所得税、住民税及び社会保険料（雇用保険の被保険者として負担する労働保険料（次項において「雇用保険に係る労働保険料」という。）を除く。）（以下「所得税等」という。）の控除に係る振替の手続は、次のとおりとする。

(1) 収支命令者は、所得税等を給与等から控除して振替により歳入歳出外現金に受け入れようとするときは、執行伺兼支出命令書（受入伺書）（第4号様式）又は支出命令書（受入伺書）（第5号様式）により決定するとともに、当該執行伺兼支出命令書（受入伺書）又は支出命令書（受入伺書）を出納長又は所の出納員に送付すること。

(2) 略

3 規則第100条の3の規定により別に定める社会保険料（雇用保険に係る労働保険料に限る。）、公舎の使用料及び職員住宅の賃借料（以下「労働保険料等」という。）の控除に係る振替の手続は、次のとおりとする。

(1) 労働保険料等を給与等から控除して振替により収入しようとするときは、給与等の支出に係る収支命令者は、執行伺兼支出命令書又は支出命令書（前項第1号の規定による歳入歳出外現金の受入れを併せて行う場合にあつては、執行伺兼支出命令書（受入伺書）又は支出命令書（受入伺書））（以下「執行伺兼支出命令書等」という。）により、支出命令額のうち労働保険料等として控除する額については振替による支出の決定をするとともに、当該執行伺兼支出命令書等を出納長又は所の出納員に送付すること。

(2) 出納長又は所の出納員は、前号の規定による執行伺兼支出命令書等の送付を受けたときは、その内容を審査すること。

(3)・(4) 略

4 規則第100条の3の規定により別に定める歳計剰余金の繰越しに係る振替の手続は、次のとおりとする。

(1) 課の長は、歳計剰余金の繰越しに係る振替をしようとするときは、当該繰越額について新年度の歳入として調定をするとともに、納付書を作成し、出納長に送付すること。

(2) 出納長は、前号の規定により送付された納付書の余白に「歳計剰余金」と朱書して取引店に送付すること。

(3) 取引店は、前号の規定による納付書の送付を受けたときは、当該歳

計剰余金の繰越額について旧年度の歳出から新年度の歳入への振替処理をし、当該納付書の領収済通知書を会計管理者に送付すること。

5 略

- (1) 課の長は、繰上充用金の充用に係る振替をしようとするときは、当該充用額について執行伺兼支出命令書（公金振替）を作成して会計管理者に送付すること。
- (2) 会計管理者は、前号の規定により送付された執行伺兼支出命令書（公金振替）の内容を審査し、適当と認めるときは、公金振替書を取引店に送付すること。
- (3) 取引店は、前号の規定により公金振替書の送付を受けたときは、当該充用額について新年度の歳出から旧年度の歳入への振替処理をし、公金振替済書を会計管理者に送付すること。

（更正伺兼通知書の送付）

第16条 略

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 会計管理者
- (2) 略

（歳入歳出外現金払出伺兼通知書の送付）

第19条 略

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 会計管理者
- (2) 略

計剰余金の繰越額について旧年度の歳出から新年度の歳入への振替処理をし、当該納付書の領収済通知書を出納長に送付すること。

5 規則第100条の3の規定により別に定める繰上充用金の充用に係る振替の手續は、次のとおりとする。

- (1) 課の長は、繰上充用金の充用に係る振替をしようとするときは、当該充用額について執行伺兼支出命令書（公金振替）を作成して出納長に送付すること。
- (2) 出納長は、前号の規定により送付された執行伺兼支出命令書（公金振替）の内容を審査し、適当と認めるときは、公金振替書を取引店に送付すること。
- (3) 取引店は、前号の規定により公金振替書の送付を受けたときは、当該充用額について新年度の歳出から旧年度の歳入への振替処理をし、公金振替済書を出納長に送付すること。

（更正伺兼通知書の送付）

第16条 規則第101条の2第2項の規定による更正伺兼通知書（支出更正）の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 出納長
- (2) 略

（歳入歳出外現金払出伺兼通知書の送付）

第19条 規則第209条の3第2項の規定による歳入歳出外現金払出伺兼通知書の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対してするものとする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 出納長
- (2) 略

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。